⑹　名称　ゴーデル・キャピタル・リミテッド
　　住所　トライデント・トラスト・カンパニー（ＢＶＩ）リミテッド気付、トライデント・チェンバーズ、ウィッカム　ケイ、ロード　タウン、トートラ、イギリス領バージン諸島
⑺　名称　モミジ・ワン・エルティーディー
　　住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア
⑻　名称　ホークスタウン特定目的会社
　　住所　東京都港区東新橋一丁目５番２号　汐留シティセンター10階
⑼　名称　プロロジス・ジェイエフエフ２有限会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目７番３号東京ビルディング
⑽　名称　村口　和孝
　　住所　東京都世田谷区等々力五丁目17番16号
⑾　名称　ニューワールドセキュリティーズ・プライベート・リミテッド
　　住所　スリランカ共和国　コロンボ　02　プレイブルックストリート　45／2　ビーティーエル　ビルディング　２階
３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年５月１日から平成26年４月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年４月 27 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者
⑴　名称　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
⑵　名称　株式会社日貿信
　　変更後の所在地　東京都中央区日本橋１丁目12番８号
２　名称の変更のあった者
　　変更前の名称　住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社
　　変更後の名称　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

工 場 財 団

長野県上田市中央六丁目12番６号**株式会社上田ケーブルビジョン**の工場財団に長野県上田市中央六丁目4011番２株式会社上田ケーブルビジョン上田放送センターの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年４月 27 日

長野地方法務局上田支局

東京都葛飾区堀切四丁目66番１号**ミヨシ油脂株式会社**の工場財団に神戸市長田区苅藻通７丁目11番地ミヨシ油脂株式会社神戸工場の工作物、機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年４月 27 日

神戸地方法務局須磨出張所

公 示 送 達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 24 年４月 27 日　検事総長　笠間　治雄

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　　熊本県熊本市中央区渡鹿７―12―１
　　審査請求人　杉本　　勝
２　公示事項
　　審査請求人から平成21年10月15日付けでなされた審査請求に対する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号最高検察庁総務部企画調査課情報公開係で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求に係る熊本地方検察庁検事正の行った一部開示決定を変更し、同決定に係る行政文書のうち、裁決書別紙に記載の部分を開示すべきである。
裁決年月日　平成24年４月４日

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 24 年４月 27 日　和歌山地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　和歌山地方検察庁　平成24年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年４月27日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　　平成20年６月１日ころから平成22年６月21日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　　萩元次治が、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.08パーセントを超える利息を受領した行為（平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第２項違反。主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者名
　　貸金業者　**萩**元　次治
⑵　利息等を受領した銀行等口座（検察官が既に把握しているもの。五十音順）
　　紀陽銀行勝浦支店　萩元次治名義　口座番号448114
　　ゆうちょ銀行　萩元次治名義　口座番号8207621
⑶　主な犯行態様
　ア　いわゆる口コミ等で上記貸金業者宅に借入のため訪問した債務者に借用証書を記載させ、現金を手交して貸し付ける。
　イ　返済期限を１か月後とし、利息を天引きして貸し付け、１か月毎の返済期限までに元金全額を返済できなければ遅延損害金として残元金に対する月５％を支払うとの約定で貸付取引を続ける。
　ウ　元利金の支払いは、上記貸金業者宅等での手渡しか、指定銀行口座への振込によって行われる。
５　開始決定の時における給付資金の額　金400万367円
６　支給申請期間　平成24年４月27日から平成24年６月26日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　和歌山地方裁判所新宮支部
⑵　裁判年月日　平成23年１月11日
⑶　確定年月日　平成23年１月26日
⑷　被告人の氏名又は名称　**萩**元　次治
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
　被告人は、無登録で貸金業を営むとともに、法定の１日当たり0.08パーセントを超える割合による利息を受領する各犯罪を犯したものであるが、同犯罪行為により得た犯罪収益を隠匿しようとして、平成22年６月４日及び同月８日の２回にわたり、情を知らない第三者をして、前記犯罪行為に係る犯罪収益の一部である現金合計400万円を、同人名義の預金口座に預けさせ、もって、犯罪収益を隠匿した。
（罪　　名）
　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反第10条第１項